

トーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.135 February 2014

Contents

投資情報

資本取引に係る規制緩和

～「資本項目外貨管理政策の更なる改善と調整に関する通知」が2014年2月10日から施行～ 2

投資情報 Q&A

Q: 現地法人の間接雇用比率が全従業員の10%以内に制限されると聞きましたが、内容と留意点を説明してください。

～労務派遣暫定規定が2014年3月1日から施行～ 6

税務情報

クロスボーダー持分譲渡: 特殊税務処理に関する新規定

デロイト中国発行「Tax Newsflash」より 10

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第1回

「新」企業会計準則の改訂に関する状況 12

出版物: トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ

『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6/Apr.2012-Sep.2013』 15

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいようお願い致します。

発行人: 有限責任監査法人トーマツ 中国室
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
電話: 03-6213-1075 / ファックス: 03-6213-1045
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

資本取引に係る規制緩和

～「資本項目外貨管理政策の更なる改善と調整に関する通知」が 2014 年 2 月 10 日から施行～

2014 年 1 月 10 日付に公布された「資本項目外貨管理政策の更なる改善と調整に関する通知」(匯発[2014]2 号、以下“2 号通知”と省略)が 2014 年 2 月 10 日から施行されています。

2 号通知では、外貨管理手続きが多岐に亘って簡素化されており、下記 7 項目について規定されています。

1. ファイナンスリース会社の海外債権に対する外貨管理規定の明確化
2. 海外投資家による中国国内の不良資産の譲受に係る外貨管理の簡素化
3. 中国国内の企業の海外直接投資に係る前期費用管理の更なる緩和
4. 中国国内の企業による海外貸付管理の更なる規制緩和
5. 中国国内の企業による利益送金管理の簡素化
6. 個人資産(中国語:個人財産)の移転による外貨転・海外支払い管理の明確化
7. 証券会社の「証券業務外貨経営許可証」管理の改善

2 号通知では、中国国内の企業(現地法人を含む)が行う、配当の対外送金時の必要書類を削減し、また海外貸付企業の対象範囲を間接持分関連企業にまで拡大しています。更に、不良資産の海外譲渡登記の手続きの簡素化や外貨管理局の認可項目の削減なども含まれており、資本取引を中心に外貨管理規制の緩和が図られています。

但し、不良資産の海外譲渡や海外直接投資における前期費用等については、2 号通知により外貨管理規制は緩和されていますが、依然として関連主管部門の許認可を前提としている点などに、注意が必要です。

以下のうち日系企業にとり重要な項目について、詳細を説明します。

■ 中国国内機構による利益送金管理の簡素化

2 号通知では、配当利益の海外送金について手続きの簡素化が図られています。配当利益の送金は經常取引であり、現行規定では「サービス貿易外貨管理法規の通知」(匯発[2013]30 号)及び同附則(以下“匯発[2013]30 号及び附則”と表記)等により規定されています。これまでも当該送金時には外貨管理当局の認可を不要としていましたが、その性質上、他のサービス貿易送金に比べれば、5 万ドル相当超の送金の際には多くの必要書類の提示が求められていました。

2 号通知の施行後も、引続き、董事会の利益処分決議(パートナーシップ企業の場合には、パートナー利益分配決議)と国税当局押印済の届出書(備案表)の提示が求められます。しかし、同決議以外の提示が不要とされるなど、海外送金時の必要書類が簡素化されています(表 1 を参照のこと)。

【表 1: 配当利益の海外送金における要提示書類】

| | 匯発[2013]30号及び附則 | 2号通知 |
|----------|---|---|
| 5万ドル相当以下 | 提示不要 ¹ (原則、取引書類の審査を行わない為) | 同左 |
| 5万ドル相当超 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当該送金に関連する董事会の利益処分決議 ● 国税当局押印済の届出書(備案表)² ● 会計事務所による該当年度の監査報告書 ● 直近一期の出資検証報告書 | <ul style="list-style-type: none"> ● 当該送金に関連する董事会の利益処分決議 ● 国税当局押印済の届出書(備案表) |

また、これまで企業の当年度の利益処分可能額は原則として直近 1 期の監査報告書における外国側持分に所属する“未払配当金及び未処分利益の合計金額を超えてはならない”とされてきましたが、当該規定が取消されました。尚、2号通知では配当可能金額の上限について具体的な規定は定められていません。一方において、「会社法」では未処分利益はまず欠損に補填し、更に法定準備金の積立後に配当が認められる旨が定められており、当該条項等にも留意が必要です。

■ 中国国内の企業による海外貸付管理の更なる規制緩和

「直接投資外貨管理政策の更なる改善および調整に関する通知」(匯発[2012]59号)³により、海外貸付に係る規制が緩和されましたが、海外の親会社(中国語: 境外母公司)に対してのみ認められていた海外貸付企業の対象範囲が 2号通知により間接持分関係にある会社、すなわち兄弟会社等にまで拡大されるなど、一段の規制緩和が進められています(表 2 を参照のこと)。

更に貸付可能限度額についても、匯発[2012]59号では配当可能利益のうち所有者持分権益に相当する金額までの貸出が可能とされてきましたが、2号通知では“所有者持分権益の 30%以内”と定められましたので、当該比率内であれば利益を計上していなくても貸出が可能となりました。

【表 2: 海外貸付における、匯発[2012]59号と 2号通知の比較】

| | 匯発[2012]59号 | 2号通知 |
|----------|--|--|
| 海外貸付対象企業 | ● 海外の親会社 | ● 持分関連関係を有する海外企業 (間接持分を有する関連企業を含む) |
| 海外貸付限度額 | ● 外国投資者への配当決議済未送金利益および出資比率に基づき享受する未配当利益の合計額を超えてはならない | ● 中国国内の企業の累計海外貸付限度額は その所有者持分権益の30%を超えてはならない |

¹ 但し、匯発[2013]30号及び附則に基づき、相応の取引エビデンスを検査に備えて 5 年間保存する必要あり。

² 国家税務総局、国家外貨管理局 2013 年 40 号公告により要求されている。

³ 2012 年 11 月 19 日公布、同年 12 月 17 日施行。59 号通知の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.121 号(2012 年 12 月)」を参照のこと。

また、従来適用されていた海外貸付限度額の 2 年間の有効使用期限制も取消されています。更に中国国内の企業は実際の業務の必要に基づき、所在地の外貨管理局に当該限度額の有効使用期限を申請することも可能となりました。

但し、外商投資企業の経営範囲に貸付業務が含まれていない場合、当該貸付が経営範囲からの逸脱行為と看做されないのか、中国国内での借入金を原資とした海外貸付が実務的にも認可を受けられるのか等の不明点が残されており、実務的対応ではその可否を当局に照会する必要があると考えられます。

■ 海外投資家による中国国内の不良資産の譲受に係る外貨管理の簡素化

2 号通知では、中国国内の企業が海外投資家へ不良資産を譲渡するに際しての登記手続についても簡素化され、これまで必要とされていた不良資産の譲渡時や不良資産の譲渡対価の受領時において外貨管理局では登記のみで認可が不要となっています⁴。これにより、中国国内の企業が海外投資家への不良資産を譲渡する際には、関連主管部門より認可を取得後の 30 日以内に、海外投資家或いはその中国国内の代理人は、主要資産所在地の外貨管理局或いは当該代理人所在地の外貨管理局で海外譲渡登記を行うとの取扱いへと簡素化されています。

また、不良資産の譲渡対価の受領兌換時には、これまで外貨管理局の認可が必要でしたが、銀行経由での審査のみに変更されています。

一方において、現行の「外債登記管理弁法」及び同「操作指引」も未だに失効していません。規定上では上記の通り、2 号通知により債権譲渡時の外貨管理局の認可が不要と考えられるものの、実務上では、従来と同様に外貨管理局からの認可が要求される可能性も考えられますので、留意が必要です⁵。また、不良資産譲渡には関連主管部門の認可取得が前提とされている点にも、注意が必要です。

■ 中国国内の企業の海外直接投資に係る前期費用管理の更なる緩和

“前期費用”とは、中国国内の企業が海外現地法人の設立準備段階等において投資先国で支出する各種の準備段階費用等を指します。当該企業の海外直接投資に係る現行規定としては、「国内機構海外直接投資外貨管理規定」(以下、“匯発[2009]30 号”と表記)等が挙げられ、その中で前期費用の取扱いについても規定しています⁶。

匯発[2009]30 号では、前期費用を海外送金する際に外貨管理局に対する申請が求められていました。しかし、2 号通知では申請に代わり登記手続きを要求し、当該取扱いを簡素化しています。更に、海外直接投資主管部門からの認可が完了しないケースでの取扱いにも柔軟性を持たせるなど、中国企業の海外直接投資をこれまでより容易にしています(表 3)。

⁴ 当該項目には、中国の金融資産管理会社に対する手続きの簡素化も含まれているが、中国国内の企業(外商投資企業を含む)には関連しないため、本稿から説明を割愛している。

⁵ 「契約法」第 80 条では“債権者が債権譲渡をする場合、債務者に通知しなければならない。通知を経っていない場合、当該譲渡は債務者に対して効力を有さない”との規定がある為、当該譲渡が効力を有するためには債権者が債務者に譲渡通知を行う必要があると考えられる。

⁶ 中国への直接投資の際の前期費用口座に関する規定は、匯発[2012]59 号等を参照のこと。

【表 3: 海外直接投資に係る前期費用の取扱いにおける主要な変更点】

| | 匯発[2009]30号 | 2号通知 |
|--|--|--|
| 前期費用の 海外送金に係る 管理 | <p>海外直接投資主管部門に申請した直接投資金額総額に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 15%以内の場合： 所在地の外貨管理局に申請する ● 15%超の場合： 所在地の国家外貨管理局分局（外貨管理部を含む）に申請する | <ul style="list-style-type: none"> ● 海外直接投資における前期費用の海外送金累計支出額が 300 万米ドル相当を超えず、且つ中国側投資総額の 15%を超えない場合、所在地の外貨管理局に以下の書類を提出し、登記手続きを実施する <ul style="list-style-type: none"> ✓ 営業許可証、組織機構コード証 ● 前期費用の海外送金累計支出額が 300 万米ドル相当を超える、或いは中国側投資総額の 15%を超える場合、所在地の外貨管理局に以下の書類を提出し、登記手続きを実施する <ul style="list-style-type: none"> ✓ 営業許可証、組織機構コード証 ✓ 海外直接投資主管部門に報告した書面申請書類 ✓ 入札参加、或いは合併・買収等の各種の関連真实性の証憑資料等 |
| 海外直接投資 主管部門の認可 或いは届出を 取得していない 場合の取扱い | <p>中国企業が前期費用を送金してから 6ヶ月以内に海外直接投資項目の認可手続きを完了しない場合は、海外の残余資金を海外送金時の元の中国国内の外貨口座に引き戻さなければならない</p> | <p>中国企業が前期費用を送金してから 6ヶ月以内に海外直接投資主管部門の認可或いは届出を取得していない場合、所在地の外貨管理局に前期費用の使用状況を説明し、併せて残余資金を引き戻す</p> <p>確かに客観的な原因がある場合には、所在地の外貨管理局に延期の申請が可能だが、最長で 12ヶ月を超えない</p> |

■ ファイナンスリース会社の海外債権に対する外貨管理規定の明確化

ファイナンスリース会社（銀行業監督管理委員会の認可により設立した金融リース会社、商務部主管部門の認可により設立した外商投資リース会社、及び商務部と国家税務総局が共同で承認（中国語：確認）した内資ファイナンスリース会社等を指す）に対して、クロスボーダー・ファイナンスリース債権の発生後 15 営業日以内に所在地の外貨管理局で外債登記を行うことが求められています。また、2号通知では当該登記時の要求書類も明記されており、規定の明確化が図られています。

更に、2号通知では以下の項目も認められており、クロスボーダー・ファイナンスリースが容易になると考えられます。

- ファイナンスリース会社がクロスボーダー・ファイナンスリース業務を展開する際には、現行の中国国内の企業に対する海外貸付限度額の制限を受けない
- ファイナンスリース会社は、直接、所在地の銀行で海外貸付専用口座を開設し、海外ファイナンスリースのリース料収入の留保に使用できる

投資情報 Q&A

Q: 現地法人の間接雇用比率が全従業員の 10%以内に制限されると聞きましたが、内容と留意点を説明してください。

～労務派遣暫定規定が 2014 年 3 月 1 日から施行～

A: 2013 年 12 月 20 日に公布された「労働派遣暫定規定」(人力資源社会保障部令 2013 年 22 号)が、2014 年 3 月 1 日から施行されます。「労働派遣暫定規定」は基本的には 2013 年 7 月 1 日に改正施行された「労働契約法」⁷及び「労働契約法実施条例」を踏襲すると共に、派遣労働者に対する権利保護を図っています。また、「労働派遣暫定規定」では、中国国内の企業(現地法人を含む)等における間接雇用比率は全従業員の 10%を超えてはならないと定められました。また当該比率の超過期間中には、新たな派遣労働者の雇用が認められません。これにより、多くの現地法人では間接雇用から直接雇用への転換等の雇用形態の見直しが迫られるなど、当該企業に対する影響が懸念されます。尚、現状では間接雇用しか認められていない駐在員事務所には、当該項目は適用されない旨が明記されています。

■ 間接雇用の上限比率を設定

「労働契約法」及び「労働派遣暫定規定」で規定する“派遣労働者”とは、FESCO(外企人力資源有限公司)を始めとする中国国内の労務派遣会社から現地法人などの雇用主(中国語: 雇用単位)に派遣される間接雇用形態の労働者を指します。

「労働契約法」には 2008 年 1 月の施行当初から、「労務派遣は、一般的に臨時性、補助性或いは代替性の職位において実施する」(第 66 条)等、労働派遣に対する制限条項が盛り込まれ、大量に派遣労働者を雇用する現地法人の困惑には大きいものがありました。更に、改正「労働契約法」では“その雇用者総数の一定の割合を超えてはならないが、具体的な割合は国务院の労働行政部門が規定する”との条項が盛り込まれました。しかし、これまでは当該条項が緩やかに運用されていたこともあり、派遣労働者の間接雇用には実質的な制限は課されていませんでした。

また「労働派遣暫定規定」では、当該比率を超えて、間接雇用を実施している雇用主に対しては、2 年間の移行期間中に当該比率以内に引き下げることが求められると共に、雇用主は雇用調整方案を制定し、当地の人力資源社会保障行政部門に届出する必要があります。更に 10%を超過している期間においては、新たな派遣労働者の雇用を禁止するなど、非常に厳格な内容となっています。

【表 1: 間接雇用比率の上限設定に係る、現行「労働契約法」と「労働派遣暫定規定」との比較】

| 項目 | 「労働契約法」(第 66 条より抜粋) | 「労働派遣暫定規定」(第 4 条より抜粋) |
|-------------|---|--|
| 間接雇用比率の上限設定 | 雇用主は、労務派遣での雇用の人数を厳格に抑制しなければならず、その雇用者総数の一定の割合を超えてはならない。具体的な割合は国务院の労働行政部門が規定する。 | 雇用主は、労務派遣での雇用の人数を厳格に抑制しなければならず、使用する派遣労働者数はその雇用者総数の 10%を超えてはならない。 雇用者総数とは、雇用主が労働契約を締結した人数と使用する派遣労働者の人数との合計を指す。 |

⁷ 改正「労働契約法」の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.122 号(2013 年 1 月)」を参照のこと。

派遣労働者の雇用比率を全従業員の 10%以内とする当該比率水準の設定により、多くの現地法人で間接雇用から直接雇用への転換等の雇用形態の見直しが迫られます。更に現時点では、「労働派遣暫定規定」で求められている当局への雇用調整方案の届出についても、実務運用の際には規定通りに届出が受理されるだけなのか、届出時に実質的な審査が入るのかも不明です。また、雇用主が雇用調整スケジュールを自主的に決められるのか、或いは、補足通達の公布によりスケジュールの作成方法や内容に対しても一定の制約を受けることになるのか等、現時点では不明です。

更に請負やアウトソーシング等により労務派遣の形態で労働者を雇用するケースにも「労働派遣暫定規定」が適用される旨が明記されています。この点について、人力資源社会保障部令は“法律責任を回避する為に、偽装請負の形式を採り、労務派遣協議を業務委託協議や請負契約に変更するよう契約変更を抑制する意味でも、請負等にも「労働派遣暫定規定」が適用される”旨を表明⁸しており、注意が必要です。

また「労働派遣暫定規定」では、その適用対象企業や組織に、会計士事務所や法律事務所等のパートナーシップ企業や基金会、民間の非企業単位等が含まれることが明記されました。その一方において、現状では間接雇用しか認められていない駐在員事務所には、例外措置が適用される旨が明記されています。すなわち、駐在員事務所に対しては規定で求める間接雇用比率を適用せず、また同所に勤務する派遣労働者には臨時性、補助性、代替的な職位の従事が認められる旨が明確化されており、駐在員事務所を有する企業には影響が生じません。

■ 臨時性、補助性、代替性の再定義

派遣労働者を使用する際には、臨時性、補助性、代替性の職位の従事を前提としています。「労働派遣暫定規定」では、改正「労働契約法」をほぼ踏襲して再定義していますが、補助性職位の決定については、従業員大会あるいは従業員全体の討論を経て決定することが要求されるなど、雇用主には従来よりも慎重な対応が求められている点には、注意が必要です(下表 2 を参照のこと)。

但し、「労働契約法」にも一部の重要事項の決定には、まず従業員との討論を経ることが要求されています⁹が、当該条項は従業員側の要求の受け入れを必須としているのではなく、従業員の意見を慎重に聴取し、対応することを求めた条項です。「労働派遣暫定規定」の補助性職位の決定に係る従業員との討論も同主旨の条項と考えられ、必ずしも従業員の意見を反映させなければならないとの主旨ではないと考えられます。

⁸ 当該コメントは、人力資源社会保障部令の HP にも掲載されている。当該 URL は以下を参照のこと。

(http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/shizhengyaowen/201401/t20140126_123302.htm)。

⁹ 「労働契約法」(第 4 条)に“雇用主が労働報酬や勤務期間、福利厚生、従業員の研修、労働規則等、直接に労働者の切実な利益に及ぶ重要事項を制定、変更、決定する場合、労働者代表大会或いは従業員全員の討論で草案および意見を提出し、工会または労働者代表と平等に協議し、確定しなければならない”と規定。

【表 2: 臨時性、補助性、代替性の定義に係る、現行「労働契約法」と「労働派遣暫定規定」との主要内容の比較】

| 項目 | 「労働契約法」(第 66 条より抜粋) | 「労働派遣暫定規定」 |
|---------|---|---|
| 労働派遣の前提 | 労働派遣での雇用は補充的な形態であり、臨時性、補助性、代替性の職位においてのみ実施することができる。 | 同左 |
| 臨時性 | 前項で規定する臨時性の職位とは、継続期間が 6 カ月を超えない職位を指す。 | 同左 |
| 補助性 | 補助性の職位とは、主要業務の職位の為にサービスを提供する非主要業務の職位を指す。 | 同左 補助性職位の決定は、従業員代表大会あるいは従業員全体の討論を経て、方案及び意見を提出し、工会あるいは従業員代表と平等に交渉して確定し、企業内に公開しなければならない。 |
| 代替性 | 代替性の職位とは、雇用主の労働者が職位を離れての学習、休暇などの原因で業務を実施できない一定期間内にその他の労働者が業務を代替することができる職位を指す。 | 同左 |

■ 派遣労働者に対する労災認定や社会保険に係る保護

「労働派遣暫定規定」では、派遣労働者が業務上の事故傷害による労災認定や、労働派遣会社が地域を跨いで労働者を派遣する場合の社会保険の取扱い等についても定めており、派遣労働者に対する保護が一段と図られています。これまでは派遣労働者が労災事故に遭遇或いは職業病に罹患した場合、労働派遣会社と雇用主の責任主体関係が必ずしも明確ではなかった為、派遣労働者が労災保険による保障を得られない場合も散見されていました。この為、「労働派遣暫定規定」では、労災事故においては派遣会社が労災申請をし、雇用主も労災認定に協力しなければならない旨を定めています。もし、派遣労働者が法律に基づき、職業病診断、鑑定を申請した場合には、雇用主は責任を持って職業病の診断、鑑定を手配しなければなりません。また関連する正確な資料を提供する必要がある上に、労働派遣会社においても、その他必要資料を提供する必要があります。

また、「労働派遣暫定規定」では地区を跨ぐ派遣労働者と雇用主の従業員との“同一労働同一保険”を実現する為に、労働派遣会社が雇用主の所在地において派遣労働者の社会保険に加入し、雇用主所在地の規定に従い社会保険費を納付するように定められました。労働派遣会社が雇用主所在地に分公司を設立している場合、分公司が社会保険加入、納付手続きを行い、もし雇用主に分公司が無い場合には、雇用主が被派遣従業員の社会保険加入、納付手続きを行うことが要求されています。

■ 今後の動向

人力資源社会保障部は、「労働派遣暫定規定」の公布に伴うプレスカンファレンスにおいて、“「労働派遣暫定規定実施方法の通知」の制定を予定すると共に、雇用主の労働派遣比率の実態を調査して当該比率超過雇用主に対して指導する等、労働派遣に係る行政当局による監督管理の強化を図る”旨を表明¹⁰していますので、当局の管理強化に伴い、「労働派遣暫定規定」が実務的にも厳格に運用される可能性も十分に考えられます。

また、間接雇用の比率上限を超過している雇用主には、雇用調整方案の制定と移行期間内での完了が求められていますが、現時点では、その具体的手順等の補足通達は公布されていません。

労働関連項目であれば、具体的手順や詳細内容等が地方政府により策定される事例が多くみられます。従いまして、中央政府、所在地政府レベルでの補充通達の公布の有無を注視すると共に、当局の実務運用を確認し、慎重に対応すべきものと考えられます。

¹⁰当該コメントは、人力資源社会保障部令の HP にも掲載されている。当該 URL は以下を参照のこと。
(http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/shizhengyaowen/201401/t20140126_123302.htm)。

税務情報

クロスボーダー持分譲渡: 特殊税務処理に関する新規定 デロイト中国発行「Tax Newsflash」より

2013年12月12日、国家税務総局は2013年第72号公告を公布した。これは財税[2009]59号通達(“59号通達”と略称)における以下の2種類のクロスボーダー持分譲渡取引に関する特殊税務処理の適用について規定したものである。

- **“国外—国外”譲渡 (59号通達 第7条第(一)項):** 非居住者企業が100%の持分を直接保有するその他の非居住者企業に、保有する居住者企業の持分を譲渡すること。
- **“国外—国内”譲渡 (59号通達 第7条第(二)項):** 非居住者企業が100%の持分を直接保有する居住者企業に、保有するその他の居住者企業の持分を譲渡すること。

72号公告は、公布日より施行された。但し、公告の施行前に生じた同様の取引について、特殊税務処理の適用に関する処理をまだ行っていない場合には、当該公告に基づき処理することができる。

公告のポイント

- **国外企業の分割・合併:**

72号公告は、59号通達の第7条第(一)項において定める状況には、国外企業の分割・合併により生じる中国居住者企業の持分の譲渡が含まれることを明らかにした。

- **クロスボーダー持分譲渡に関する届出の主管税務機関:**

クロスボーダー持分譲渡について特殊税務処理を選択する場合、主管税務機関で届出手続を行わなければならない。59号通達の第7条第(一)項において定める状況に該当する場合(“国外—国外”譲渡)は、持分を譲渡される企業の所在地にある所得税を取扱う主管税務機関で届出手続を行い、59号通達の第7条第(二)項において定める状況に該当する場合(“国外—国内”譲渡)は、譲受企業の所在地にある所得税を取扱う主管税務機関で届出手続を行う。届出手続を行わない場合、特殊税務処理は適用できない。上記の届出は持分譲渡契約書あるいは協議書が発効し、かつ工商変更登記手続を完了した日から30日以内に行わなければならない。

- **“国外—国外”譲渡について、取引時点の未処分利益を持分譲渡後に分配する場合、租税条約の優遇税率は適用できない:**

“国外—国外”譲渡(59号通達 第7条第(一)項)で特殊税務処理を選択する場合、譲渡側及び譲受側が異なる国家あるいは地域の税務上の居住者であり、持分を譲渡される企業の持分譲渡前の未処分利益が、持分譲渡後に譲受側に分配されるならば、譲受側の所在地国あるいは地域が中国と締結した租税条約(租税協定を含む)における配当金の租税優遇を適用することはできない。

- **国税函[2009]698号通達第9条(省級税務機関に対して特殊税務処理に関する審査認可を要求する規定)は廃止されたが、新公告では税務機関に対して税務処理の内部報告を要求している:**

72号公告により、省級税務機関による特殊税務処理の審査認可に関する要求は廃止されたが、当該公告ではなお主管税務機関に対し、届出者の取引届出事項を確認し、かつ特殊税務処理を適用できるか否かの意見を省級税務機関まで報告することを要求している。この作業は原則として、届出の受理日から30営業日以内に完了しなければならない。“国外—国内”譲渡(59号通達 第7条第(二)項)については、譲受側の所在地の省級税務機関は、主管税務機関の意見を受け取った後30日以内に、特殊税務処理の適用に関する意見を、持分を譲渡される企業の所在地の省級税務機関に通知しなければならない。また公告では、省級税務機関は国家税務総局に、非居住者企業の持分譲渡に対する特殊税務処理の適用状況を年度ごとに報告しなければならないと定められている。

国家税務総局は72号公告の公布により、特殊税務処理を選択適用する非居住者企業の持分譲渡に関する事項を明らかにし、かつ税務機関の内部審査及び管理プロセスを明確化することを意図していると言えるであろう。この観点から、72号公告の公布には重要な意義があると言える。但し、取引を行う前の段階で特殊税務処理の適用の可否について税務機関の確認を得たい納税者にとって、その点に関する72号公告の実務上の意義は限定的かもしれない。当該公告は、届出の際に必要な情報及び資料について一定の指針を提供するものに過ぎないからである。また、72号公告は特殊税務処理の適用に関する新たな要求を定めるものであることから、現時点で税務機関の審査段階にある非居住者企業の持分譲渡取引については、当該公告の公布により審査の期間が長引く可能性もある。

クロスボーダー持分譲渡の実施を検討中であるか、あるいは既にクロスボーダー持分譲渡を実施したが、まだ届出手続を行っていない納税者は、関連の届出手続を適時に行うよう留意しなければならない。さもなければ、当該取引に特殊税務処理を適用することはできない。

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第1回

「新」企業会計準則の改訂に関する状況

1. 概要

既報トーマツ チャイナ ニュース Vol.121号(2012年12月)での解説のとおり、中国の会計基準設定主体である財政部は、2012年において、相次いで8つの「新」企業会計準則の具体準則改訂版の公開草案、あるいは新たな具体準則の公開草案を公表し、意見募集を行ってきました。当該改訂に際しての意見募集期限は2012年末から2013年2月にかけての期間であり、意見募集終了後、財政部内部、あるいは関連部門との協議が継続しているとみられ、準則改訂の確定が待たれていました。

これに関して、まず、2014年1月に、先に公開草案が公表された3つの改訂準則が、改訂「企業会計準則第9号—従業員報酬」(财会[2014]8号)、改訂「企業会計準則第30号—財務諸表の表示」(财会[2014]7号)、新たな「企業会計準則第39号—公正価値測定」(财会[2014]6号)として正式に公表されました。続いて2月になり、改訂「企業会計準則第33号—連結財務諸表」(财会[2014]10号)、新たな「企業会計準則第40号—共同支配の取決め」(财会[2014]11号)の2つの準則が正式に公表されました。

| 企業会計準則(改訂確定) | 対応する国際財務報告基準(IFRS) |
|---------------------|--------------------|
| 企業会計準則第9号—従業員報酬 | IAS第19号—従業員給付 |
| 企業会計準則第30号—財務諸表の表示 | IAS第1号—財務諸表の表示 |
| 企業会計準則第33号—連結財務諸表 | IFRS第10号—連結財務諸表 |
| 企業会計準則第39号—公正価値測定 | IFRS第13号—公正価値測定 |
| 企業会計準則第40号—共同支配の取決め | IFRS第11号—共同支配の取決め |

なお、2014年2月20日現在、下記の公開草案については、未だ改訂の確定が公表されていません。

| 企業会計準則(公開草案-未確定) | 対応する国際財務報告基準(IFRS) |
|------------------------|--|
| 企業会計準則第2号—長期持分投資 | IAS第27号—個別財務諸表 IAS第28号—関連会社及び共同支配企業に対する投資 |
| 企業会計準則第37号—金融商品の表示 | IAS第32号—金融商品:表示 IFRS第7号—金融商品:開示 |
| 企業会計準則第xx号—他の企業への関与の開示 | IFRS第12号—他の企業への関与の開示 |

2. 背景

上記公開草案の主な背景としては、2006年に公表された「新」企業会計準則(以下「新準則」)は当時の国際財務報告基準(以下「IFRS」)とコンバージェンスが図られた内容となっていました。新準則の公表から6年が経過する一方で、IFRSにも毎年のように改訂が加えられ、また2011年に比較的広範囲にわたる改訂が行われたため、改めてコンバージェンスを図ることを目的として新準則の改訂が検討されました。

中国では会計基準の設定・改訂については、欧州や日本のようにプライベート・セクターとしての会計基準設定機構に委ねるのではなく、パブリックセクターである財政部会計司に委ねており、制定された会計基準は財政部からの規則・通達として性格があり、それ自体に公的強制力を有する一方で、従来から、準則改訂に弾力性が欠け、経済環境にタイムリーに対応できないことが指摘されてきました。

その一方で、2007年に中国証券市場の上場企業に新準則が適用されて以降、新準則とIFRSとの同等性を維持することは、中国企業の国際的な経済活動を支える上で不可欠であると考えられてきました。したがって、財政部では、企業会計準則本文の改訂に代えて、これに準ずる通達として「企業会計準則解釈」や出版物である「企業会計準則講解」(財政部会計司編写組 人民出版社)といったガイダンスの公表によって新たなIFRSの改訂基準にキャッチアップし、その指針を公表してきました。

ここに来ての新準則本文の改訂は、2010年に財政部から公表された「中国企業会計準則と国際財務報告基準の同等性を維持するためのロードマップ」¹¹の指針にしたがったもので、改訂の目的としては、IFRSへの同等性維持をより明確なものとするにありとされます。

3. 注目点

(1) 「連結財務諸表の作成免除規定」の不採用

今回の新準則の改訂に際して、中国に所在する日系企業の中でもっとも関心が高かったものに、「連結財務諸表の作成免除規定が導入されるかどうか」という点がありました。これについて、当初公表された改訂新準則第33号「連結財務諸表」(公開草案)においては、非上場企業等に適用できる連結財務諸表の作成免除規定が新たに導入されていました(公開草案第4条)。しかしながら、今回正式に公表された改訂第33号においては、当該「連結財務諸表の作成免除規定」は採用されず、従来どおり、子会社を有する会社は連結財務諸表を作成しなければならないこととなります。当該免除規定が採用されなかった背景としては、新準則とIFRSとの同等性が重視された結果と推察されます。

(2) 適用開始時期について

今回、改訂が確定した新準則第9号「従業員報酬」、第30号「財務諸表の表示」、第33号「連結財務諸表」、第39号「公正価値測定」、第40号「共同支配の取決め」については、施行はいずれも2014年7月1日からであり、中国国外に上場している企業(香港上場企業等を含む)は早期適用することを奨励する、とされてい

¹¹ 「中国企業会計準則と国際財務報告基準の同等性を維持するためのロードマップ」(財政部 財会[2010]10号)。

ます。したがって、中国に在する日系企業のうち既に新準則を適用している企業にとっては、2014年12月期法定決算からの適用になります。

(3) 今後の改訂作業

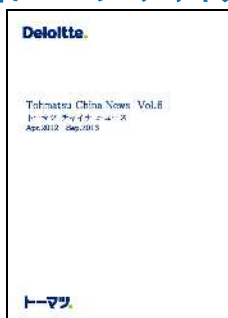
現在、中国財政部においては、まだ確定していない残りの公開草案についての改訂作業を急いでいるとの情報があります。

今回の大幅改訂の対象であった準則のうち、第2号「長期持分投資」、第33号「連結財務諸表」、新第40号「共同支配の取り決め」、第XX号「他の企業への関与の開示」の改訂については、IFRSにおけるIAS第27号、IAS第28号、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号の改訂(以下「改訂IFRS第10号等」)に対応するものとされています。IFRSでは、当該改訂IFRS第10号等の5つの基準は、2013年1月1日以後に開始する事業年度から同時適用されたことから、当初、中国新準則もIFRSと歩調を合わせて2013年法定決算に間に合うように改訂が進むのではないかと予想されていましたが、結果として改訂作業が遅れていました。

当初、中国当局が改訂新準則の施行時期をIFRSと歩調を合わせたかった理由として、香港証券市場と中国国内証券市場の双方に上場している中国企業における会計処理に混乱が生じることを回避するためとされていましたが、現時点で全ての関連する準則の改訂が確定していないことから、改訂中国新準則の適用は原則として2014年度になると考えられます。しかしながら、その一方で施行時期について「中国国外に上場している企業(香港上場企業等を含む)は早期適用することを奨励する」と含みを残していることから、中国国外上場企業の2013年度の決算発表に間に合うよう、残りの公開草案も早い時期での確定・公表されることも想定されます。

以上、今回は、中国新準則の改訂状況の最新情報をお伝えしましたが、次回以降は、具体的な改訂の内容についての説明を行っていきたいと思います。

出版物:トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ
『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6/Apr.2012-Sep.2013』



トーマツ チャイナ ニュースのバックナンバーを冊子に纏めた『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6/Apr.2012-Sep.2013』を発刊いたしました。
是非、貴社の中国ビジネスにお役立てください。

B5判 全 245 頁/1,200 円(税込・送料別途)
※お届けは日本国内のみとなります。

私ども有限責任監査法人トーマツ本部中国室では、10 年以上にわたり中国政府当局から公布された法令通達類の日本語による紹介を中心に、毎月、中国の投資、会計、税務に関する最新情報、及び私どものメンバーファームであるデロイト中国から提供された現地情報等を掲載した“トーマツ チャイナ ニュース(Tohmatsu China News)”を発行しております。

当該ニュースレターは、トーマツWeb サイトにてPDF ファイル形式で掲載していますが、読者の皆様からのご要望により冊子でもご覧いただけるよう、バックナンバー集を発刊しており、この度第 6 版を発刊する運びとなりました。第 6 版となる『Tohmatsu China News Vol.6 Apr.2012-Sep.2013』では、貿易決済やクロスボーダー人民元取引に関連する制度変更、社会保険法や労働契約法等の法改定、増徴税改革や PE 課税等の税務規定、小企業会計制度の導入や新企業会計準則の連載といった、重要情報を中心に、投資情報 16 本、税務情報 15 本、会計情報 25 本の全 56 本の記事を収録しています。

本書が、中国への進出を検討されている或いは中国子会社を管理される日本本社の皆様および現地日系企業で活躍されている皆様の実務対応の一助となれば幸いです。

【ご購入方法】 トーマツ Web サイト『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6』 <http://www.tohmatsu.com/tcn/book> のページにある、「問い合わせフォーム」よりお申し込みいただくか、本ページをプリントアウトし必要事項を記載の上、FAX にてお申し込みください。

購入申込書

有限責任監査法人トーマツ 中国室 行き

お申込みFAX ⇒ 03-6213-1045 お問い合わせ電話 ⇒ 03-6213-1075

「トーマツ チャイナ ニュース Vol.6」 [] 冊を申込みます。

| お申込み | お届け先 |
|----------------|----------------|
| 貴社名: | 住所: 〒 |
| 部署名: | |
| ご芳名: | |
| TEL : () | TEL : () |

*** 海外への発送は致しかねますので、予めご了承ください。**

中国業務に関する主なお問合せ先

有限責任監査法人トーマツ

本部中国室

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-1075 / Fax:03-6213-1045
(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香 / 齊藤 友貴

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
高橋 寿佳 / 前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
田中 耕一郎 / 林 和彦

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 植木 拓磨 / 大塚 隆啓
原 国太郎 / 板谷 圭一 / 川島 智之

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
田中 昭仁

広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,
510620 P.R.C.
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
滝野 恭司

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 粟野 清仁
谷口 直之(ERS)

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子

デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一 / 河原崎 研郎

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中国室、執筆協力:デロイト中国、税理士法人トーマツほか

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited